

ケ流シノ意ナルベシ、

〔嬉遊笑覽器用〕輿の品さまざまあり、其中白輿は、大臣以上親王家用ひ給ふとあり、棺うる家を、まらこしやなど呼は、憚るべきこと也、

〔秦山集雜著〕八重姫君嫁水戸殿時、先乘白輿、開戸有婦人、手執志伊之絹張、蓋式正也、白輿取其不飾之義、

棟立輿

〔貞丈雜記輿〕一棟立の事棟也。○中略。貞衡云、常のこしは、屋ねのむねをひきくする也、むねあげは、やねをそらせて、むねを高く立る也、これは白木のこし也、式正の時は、男女ともにむね立にめし候也、婚禮にもむねあげを用也、しを入に、あじる事もあり

〔簾中舊記〕御なりの事

一正月二日は、時のくわんれいへなり候、御所さま、御玄やうぞくめし候て、車にめし候、上さまは、御むねあげにめし候、御りきまや、かき參らせ候、

〔成氏年中行事正月〕一同五日ノ夜、御行始、管領へ御出、恒例也、公方様、御直垂、御紋桐、御輿棟立、力者昇申也、

〔看聞日記〕永享六年四月廿一日、晚頭、真乘寺御入室、御輿公方之御輿、棟立輿、力者、是も公方

〔康富記〕嘉吉二年八月廿二日、庚戌、島山左衛門督入道、管領職之出仕始也、午刻也、出立之儀、布衣袴也、乘網代輿立棟

四方輿

〔海人藻芥〕輿之事

四方輿ハ、僧俗皆用之、

〔蛙抄車輿〕四方輿間事

上皇攝關大臣以下公卿僧綱等、遠所之時、乘用之、直衣、衣冠、淨衣、狩衣時、皆乘之、棟之體、真俗相替俗ハ庵形、僧ハ如雨眉、其外